

後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険料軽減の見直しについて～

(それぞれ表中の下線部分が改正となる箇所です)

■均等割2割・5割軽減の範囲が見直されました

【平成28年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+ (26万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+ (48万円×世帯の被保険者数)	2割軽減



【平成29年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+ (27万円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+ (49万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

■所得割の軽減割合が見直されました

【平成28年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減



【平成29年度から】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	<u>2割軽減</u>

■被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直されました

【平成28年度】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	9割軽減



【平成29年度から】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	<u>7割軽減</u>

※所得の状況により、均等割の軽減割合が9割または8.5割に該当することがあります。

平成29年度の保険料額は、8月に個別にお知らせします

お問い合わせ先
北海道後期高齢者医療広域連合 TEL 011-290-5601
和寒町役場住民課保険医療係 TEL 32-2422